

介護職員処遇改善加算に係る提出書類について

1 2013年度（平成25年度）介護職員処遇改善実績報告書について

今年度、介護職員処遇改善加算を算定した事業所・施設は、2014年（平成26年）7月末日までに、「介護職員処遇改善実績報告書」を作成し、各指定権者へ提出してください。当該報告書の提出がない場合は、不正請求として全額返還となりますのでご注意ください。

なお、当該報告書は少なくとも2年間保存してください。

実績報告書の様式及び記載例を福山市ホームページに掲載していますので、実績報告書の作成の参考としてください。

《2013年度（平成25年度）介護職員処遇改善実績報告書における主な確認事項》

(1) 介護職員処遇改善加算総額については、2013年（平成25年）4月から2014年（平成26年）3月までの介護サービスに対する加算受給総額を記載する。

○区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額については、内訳が分かるように記載してください（網掛け部分）。

(例)

①	2013年度（平成25年度）分介護職員処遇改善加算総額	1,000,000円 (内 50,000円)
---	-----------------------------	---------------------------

○法人一括で計画を作成し、介護職員処遇改善加算を他都道府県の事業所・施設へ充当等する場合、当該充当額を反映させた額を記載してください。

(例) 広島県の事業所・施設の加算総額が1,000,000円で、岡山県の事業所・施設へ50,000円充当する場合

①	2013年度（平成25年度）分介護職員処遇改善加算総額	950,000円
---	-----------------------------	----------

○月遅れ請求により2014年（平成26年）5月以降に報酬請求するものは、2014年度（平成26年度）分の介護職員処遇改善加算総額に含めてください。

(2) 賃金改善実施期間は、介護職員へ賃金改善を行った連続した12ヶ月間を記載します（算定期間が1年未満の場合、賃金改善実施期間は加算の算定月数と同じ月数となります）。原則、先に提出した「介護職員処遇改善計画書」に記入した「賃金改善実施期間」と同じ期間となりますが、期間が変更となる場合は、変更届を提出してください。

- (3) 介護職員常勤換算数は、賃金改善実施期間における総数を記載します。賃金改善実施期間が、2013年（平成25年）4月から2014年（平成26年）3月までの場合は、当該期間中の総数となります。

（例）常勤職員が毎月10人従事する場合 $10(\text{人}) \times 12(\text{月}) = 120(\text{人})$

- (4) 賃金改善の概要について、職員の増員や研修参加費は、賃金改善に含まれません。賃金改善項目については、金額の明示をお願いします。

また、賃金改善額が一律でない場合は、必ず積算資料の提出をお願いします。

（例）夜勤手当（一回あたり）2,000円

賞与（常勤換算あたり）50,000円 ※積算資料の添付が必要です。

2 介護職員処遇改善加算の変更届について

介護職員処遇改善計画書を提出した後に、次の事項に変更がある場合には、速やかに届出てください。

(1) 加算区分

	提出書類	算定・提出時期
区分を上げる	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③キャリアパス要件等届出書（別紙様式6） ④就業規則・給与規程 ⑤県内事業所一覧表（別紙様式2（添付書類1））※	【居宅・ 地域密着型サービス】 15日までは翌月算定 16日以降は翌々月算定
区分を下げる	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③キャリアパス要件等届出書（別紙様式6） ④県内事業所一覧表（別紙様式2（添付書類1））※	【施設サービス】 （短期入所、特定施設、認知症対応型共同生活介護を含む） 届出日の翌月から算定
加算の取下げ	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (注) 単独で計画書を提出している場合、最終の加算の支払いがあった翌々月の末日までに実績報告書が必要	速やかに提出

※ 法人一括で計画を提出している場合に必要

(2) 事業所情報

	提出書類	算定・提出時期
事業所の増加	①介護職員処遇改善加算変更届出書(様式 3-1) ②県内事業所一覧表(別紙様式 2(添付書類 1)) ③介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ④介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	速やかに提出
事業所の減少	①介護職員処遇改善加算変更届出書(様式 3-1) ②県内事業所一覧表(別表様式 2(別添書類 1))	速やかに提出

※ 各指定権者(計画の提出先)への提出が必要

※ ②県内事業所一覧表は法人一括で計画を提出している場合に必要

(3) その他

	提出書類	算定・提出時期
就業規則等 の変更	①介護職員処遇改善加算変更届出書(様式 3-2) ②県内事業所一覧表(別紙様式 2(添付書類 1)) ③改正後の就業規則等	速やかに提出
「賃金改善実施期 間」の変更 ※1	①介護職員処遇改善加算変更届出書(様式 3-1)	速やかに提出

※1 別紙様式 2(介護職員処遇改善計画書)における記載

※ 各指定権者(計画の提出先)への提出が必要

※ ②県内事業所一覧表は法人一括で計画を提出している場合に必要

3 2012 年度(平成 24 年度)介護職員処遇改善の結果について

2012 年度(平成 24 年度)介護職員処遇改善加算実績報告書によると、介護職員 1 人当たりについて、次のとおり賃金改善が行われました。

規模別の介護職員 1 人当たり賃金改善月額(広島県内)

区分	年度	一人当たり賃金改善月額				
		～10 人未満	10 人～50 人未満	50 人～100 人未満	100 人以上	全 体
交付金	H21	12,851 円	14,789 円	19,658 円	14,763 円	15,990 円
	H22	13,377 円	14,568 円	14,402 円	14,763 円	14,499 円
	H23	13,007 円	14,727 円	15,405 円	15,183 円	14,912 円
加 算	H24	12,854 円	14,864 円	15,459 円	15,836 円	15,186 円

※平成 21 年度は 4 ヶ月平均の賃金改善月額となる。